

担当課 P I Aの評価については、和泉市でも行っているが、個人情報保護審査会への諮問事項ではないと思われる。

塚田委員 P I Aは何年かごとに全項目評価があったと思うが。

担当課 5年ごとである。

塚田委員 個人情報保護審査会に意見を聞き、パブリックコメントをつけて公表している自治体もある。

担当課 確認する。[P I Aには、基礎項目、重点項目、全項目評価の3種類があり、全項目評価に関して第三者点検が必要であるが、和泉市では基礎項目、重点項目評価のみが対象であり、P I Aに関しては審査会への「諮問案件」ではなく、「報告案件」として対応していることを確認]

職務代理 特に必要であると認めるときというのは、国から例示はでているか。

担当課 別紙2の17ページ(1)であるが、例示として、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に定める場合や、法律の範囲内で地域の特殊性に応じて独自の個人情報保護施策を実施する場合がある。

職務代理 例えば、その地域の特殊性として具体的にどのようなものがあるか。

担当課 条例の制定改廃を行う場合や、規則、事務マニュアルなどを作る際に審査会に諮るということが考えられる。地域の特殊性に応じてというのは、前回議論した条例要配慮個人情報の規定を作る際には審査会に諮る可能性はあるのかなと思う。

職務代理 他市でも情報公開審査会と個人情報保護審査会をまとめる方向性のところが多いのか。

担当課 和泉市含め泉州地域の12市町のうち、もともとまとめているところが3団体ある。今回まとめようとしているのが、和泉市含め2団体である。

職務代理 方針は、記載の通りでよろしいか。

委員一同 同意。

(2) 【検討項目9】について

別紙2に基づいて、担当課から説明を行った。

- 改正個人情報法第8章で、罰則の規定が設けられているが、現条例で規定される審査会委員に対する罰則は規定されていないことから、当該罰則を法施行条例で規定するかを検討するものである。

本市の情報公開審査会及び行政不服審査会では、守秘義務があるが罰則の定めがないこと、記載の表のとおり、国の審査会では罰則があるが、常勤職員を含むものであること、法改正により個人情報保護審査会の役割が小さくなることから、審査会委員に対する罰則を規定する必要性はないものと考えている。

職務代理 (1)の表で「額等」と「条文」の欄があるが、額等が1つしか記載されていないのは、現条例と改正個人情報法が同じという意味か。

担当課 まとまっているのは、内容が同じであるという意味である。

職務代理 現条例の記載しかない所は、改正個人情報法では規定がないということによいか。

担当課 そうである。「審査会委員に対する罰則」については、現条例しかない。

八木委員 「命令・検査に従わないことに対する罰則」の「措置命令に従わないとき」も現条例だけか。

担当課 現条例だけになっている。今回法律で罰則が定められている部分について、条例で罰則を定めることができるのではなく、法律で定まっていなくて条例で定めることを検討することになっている。

八木委員 法人についての罰則などについては、今回審査の対象ではないのか。

担当課 別紙1の10ページ。もともと市の条例と法律の規定が異なっており、書き方も違う。たとえば、個人情報保護法だと民間で適用されるが、条例では市の委託業者などに限定されて適用される。

職務代理 現行では審査会の守秘義務違反に対して3万円以下の罰金になっており、今回これを無くすかどうか。私たちが決めるのはどうかと思う。3万円以下の規定を続ける方が無難だとは思う。

八木委員 他市はどのような規定を行うのか。

担当課 そもそも現状もうけていないところもある。12市町に聞いたのは、今回どうするかということであり、今まで規定があったか否かについては聞いていない。

個人情報保護審査会の役割が小さくなるので、国の情報公開・個人情報保護審査会のように、罰則を重くすることはない。さらにこのまま規定すると、今まで当該規定がなかった情報公開審査会にも罰則が加えられることになる。審査請求の機関としてのバランスもあることから定めない方針としている。

職務代理 役割が小さくなるからというのは理由にはならないように思う。

的場委員 強化する必要がないという意味で言われていると思うが。

塚田委員 参考資料の2の個人情報保護条例では、平成18年に罰則が追加となっているのだが、制定当初は規定がなかったのか。

八木委員 追加された理由が分かれば、整理ができるだろう。

担当課 追加された理由を確認して示す。【行政機関法で国の行政機関の職員等に対する罰則が設けられたことを受けて、これに準じた罰則が必要となり追加したものであることを確認】

職務代理 もし確認できない場合でも、今回罰則を設けない理由としては役割が小さくなるからというよりは、これまで情報公開審査会に罰則がなく、それに合わせるためということの方が適切か。ただ、合わせるというとなぜ個人情報保護審査会の方に合わせないのかということにもなるが。

的場委員 あるものをなくすという場合は積極的な理由がないと納得されない。

職務代理 答申として、行政罰を軽くしてくれというのはいかがなものかと考える。

的場委員 審査会が主体的な判断をするというより、方向性は理解できるというような方がよいように思う。

職務代理 方向性については提案者にゆだねる形にするか。条例案を提案するのは誰か。

担当課 市長である。もっとも、保護条例施行条例の案について、罰則を削除する改正文はなく、附則の方で個人情報保護条例を廃止するという一文のみとなる。

職務代理 審査会で意見がなければ、そのまま提案するということか。

担当課 このまま提案する予定である。

職務代理 なくす理由としては、特別職非常勤職員の適用除外というところが近い。審査会の委員は、非常勤職員であり、地方公務員法では適用除外になっていることが理由となる。

的場委員 他の審査会についても、守秘義務違反に対する罰則は規定されているのか。

担当課 市の条例で委員の罰則を直接定めているものはない。介護認定審査会は法律で定められている。

的場委員 罰則を規定しているのは積極的な理由があったからでは。

職務代理 罰則をなくすか、3万円以下の罰則を現状維持するか。

八木委員 私たちで判断していいのか疑問がある。

職務代理 市長の判断に委ねるということにするか。では、国の個人情報保護委員会においては、罰則の定めがあるものの、常勤委員を想定しているものであること、他方、地方公務員法では特別職非常勤職員は罰則の適用外であることと、統合に当たりこれまで、情報公開審査会には罰則の定めがなかったことを踏まえていただいた上で、統合後の情報公開・個人情報保護審査会に、守秘義務違反の罰則違反を置くかどうかは、条例制定者の判断に任せ、当審査会では、積極的な意見は述べないこととする、ということでしょうか。

委員一同 同意。

(3) 答申案の検討について

職務代理 審査会の判断(1)から検討する。

委員一同 特に異論なし。

職務代理 審査会の判断(2)を検討する。

これは実際に運用するということでよいか。500人以上で運用するのか。

担当課 個人情報ファイル簿に記載すべき内容のリストアップが現時点できていないので、整理ができた段階で、作成対象とする人数などについて検討する予定。

職務代理 その規模は規則で定めるのか。

担当課 1000人以下で、明確に何人以上作成・公表の対象とするかについては、特に条例規則で制定することは想定していない。あくまでも運用レベルの範囲で考えている。

委員一同 異論なし。

職務代理 審査会の判断(3)を検討する。4行目の別の保護措置というのは、法施行条例で規定するということか。

担当課 法施行条例はあくまでも個人情報の保護に関する法律なので、死者に関する情報の保護条例という想定である。

委員一同 異論なし。

職務代理 審査会の判断(4)を検討する。こちらについては文章を調整する必要がある。

委員一同 異論なし。

職務代理 審査会の判断(5)を検討する。過去3年度というのは何年のことか。

担当課 令和1～3年である。

職務代理 その他文章を調整する必要がある。

委員一同 異論なし。

職務代理 審査会の判断（6）を検討する。一部文章の調整をお願いしたい。
委員一同 異論なし。
職務代理 審査会の判断（7）を検討する。
委員一同 異論なし。
職務代理 審査会の判断（8）を検討する。一部文章の調整をお願いしたい。
委員一同 異論なし。
職務代理 審査会の判断（9）を検討する。審査会として判断を控えるという方向でどうか。
委員一同 異論なし。
職務代理 では、8月第1週までに修正した答申案を作成し、各委員には第2週までに確認いただくということをお願いしたい。

以上

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。